明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**一）　二

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**五）　三

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**一）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**二）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**九、一三～一六）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**一〇～一二）　四

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（**厚生労働**七）　五

○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（**同**八）

○看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（**同**九）　五

○道路に関する件（**東北地方整備局**五）

○道路に関する件（**関東地方整備局**六、七）

○道路に関する件（**中部地方整備局**一）　六

○道路に関する件（**九州地方整備局**八）

〔人事異動〕

内閣　内閣府　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六

法　務

司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　一三